



# 山形県公報

平成28年3月22日(火)

号 外 (4)

## 目 次

### 条 例

○山形県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(議 会) ……	9
○山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	同
○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(人 事 課) ……	同
○山形県手数料条例の一部を改正する条例……………	(財 政 課) ……	18
○山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例……………	(学事文書課) ……	38
○山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例……………	(税 政 課) ……	同
○山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	40
○山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(市 町 村 課) ……	同
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	41
○山形県消費生活条例の一部を改正する条例……………	(くらし安心課) ……	同
○山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	(若者支援・男女共同参画課) ……	42
○山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………	(健康福祉企画課) ……	同
○山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	(地域福祉推進課) ……	43
○山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(地域医療対策課) ……	同
○山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	(健康長寿推進課) ……	44
○山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	45
○山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例……………	(障がい福祉課) ……	46
○山形県障がい者支援施設条例を廃止する条例……………	( 同 ) ……	50
○山形県立ワークショップ明星園条例を廃止する条例……………	( 同 ) ……	同
○山形県立保護施設条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	同
○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	51
○山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	52
○山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例……………	(県土地利用政策課) ……	54
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例……………	(空港港湾課) ……	55
○山形県建築審査会条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……	同
○山形県建築基準条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	同
○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改 正する条例……………	(教 育 庁) ……	同
○山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例 の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	56
○山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例 の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	57

- 山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例……………（同）…同
- 山形県スポーツ振興基金条例……………（同）…同
- 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例……………（警察本部）…58

---

## この号で公布された条例のあらまし

---

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（議会）
  - 1 総務委員会は、環境エネルギー一部の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項を所管することとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（議会）
  - 1 山形県議会個人情報保護審査会の委員又は委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らした場合における罰金の上限額を引き上げることとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第11号）（人事課）
  - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
    - (1) 職員等の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容として、等級別基準職務表を定めることとした。（第4条第3項及び別表第6の2関係）
    - (2) 職員等の昇給は、昇給を行う日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うこととした。（第6条第1項前段関係）
    - (3) 職員等の昇給は、人事委員会規則で定める日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員等が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮することとした。（第6条第1項後段関係）
    - (4) 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員等に対し、その者の基準日以前の6箇月の期間において行う直近の人事評価（職員等がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給することとした。（第21条第1項関係）
  - 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
特定任期付職員の号給を決定するための基準となる職務を定めることとした。（第4条第2項関係）
  - 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例  
任期付研究員の号給を決定するための基準となる職務を定めることとした。（第5条第3項関係）
  - 4 職員等の昇給を、昇給を行う日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて行うこととしたことに伴い、次に掲げる条例について、職務復帰後における号給の調整を行う日を変更することとした。
    - (1) 山形県職員等の育児休業等に関する条例
    - (2) 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例
    - (3) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例
  - 5 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（財政課）

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第1号、第232号の3、第274号の3、第306号の2～第306号の4、第319号、第320号、第423号の12～第423号の14及び第431号の4関係）

- (1) 地方自治法において準用する行政不服審査法の規定に基づく異議の申出、審査の申立て又は審決の申請に係る提出書類等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「提出書類等の写し等」という。）の交付
- (2) 介護保険法施行令の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の実施
- (3) 土地改良法において準用する行政不服審査法の規定に基づく土地改良区の設立認可に係る異議の申出、農業委員会の交換分合計画に係る審査の申立て又は土地改良区の交換分合計画に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付
- (4) 農産物検査法施行令の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査等
- (5) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律において準用する行政不服審査法の規定に基づく入会林野整備計画の認可に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律において準用する行政不服審査法の規定に基づく農業振興地域整備計画の案に係る審査の申立てに係る提出書類等の写し等の交付
- (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等
- (8) 公職選挙法において準用する行政不服審査法の規定に基づく選挙の効力若しくは当選の効力に係る異議の申出又は選挙の効力若しくは当選の効力に係る審査の申立てに係る提出書類等の写し等の交付

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第228号の3、第228号の7、第228号の10、第228号の11、第232号の2、第423号の6及び第423号の7関係）

- (1) 介護支援専門員実務研修手数料
- (2) 介護支援専門員再研修手数料
- (3) 介護支援専門員更新研修手数料
- (4) 介護支援専門員専門研修手数料
- (5) 主任介護支援専門員研修手数料
- (6) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- (7) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（学事文書課）

1 山形県情報公開・個人情報保護審査会の委員又は委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らした場合における罰金の上限額を引き上げることとした。

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（県条例第14号）（税政課）

1 この条例は、地方税法第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第3項の認定を受けた事業者について、県税の不均一課税を行うことにより、地方活力向上地域における就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）

2 知事は、地方活力向上地域内における次に掲げる県税の不均一課税をすることができることとした。（第2条関係）

- (1) 法第5条第1項の地域再生計画が公示された日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者、中小企業者及び中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして総務省令で定めるところにより計算した額に対して課する事業税
- (2) 公示日から平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税
- 3 2により課すこととなる県税の税率は、次に掲げる税目ごとに、それぞれに定める率とすることとした。（第3条関係）
- (1) 事業税 次に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれに定める率
- イ 第1年又は第1事業年度 山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第54条又は第62条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率
- ロ 第2年又は第2事業年度 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率
- ハ 第3年又は第3事業年度 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率
- (2) 不動産取得税 県税条例第71条又は附則第14条第1項に規定する税率に10分の1を乗じて得た率
- 4 不均一課税を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第4条関係）
- ◇ 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（税政課）  
この条例の施行後5年を目途として山形県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（市町村課）
- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市が処理することとした。（第2条第1項の表第14項、第26項及び第27項関係）
- (1) 農地法に基づく4ヘクタール以下の農地を農地以外のものにする許可等 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市及び天童市（一部の事務にあっては、村山市及び天童市を除く。）
- (2) 都市計画法に基づく不作為についての審査請求の裁決 米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（市町村課）  
住民基本台帳法の一部改正に伴い、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務の範囲を変更することとした。
- ◇ 山形県消費生活条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（くらし安心課）
- 1 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示することとした。（改正後の第46条関係）

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
  - (2) 消費生活相談の事務を行う日及び時間
- 2 消費生活センターには、消費生活センター所長その他の消費生活センターの事務を掌理する者を置くとともに、消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこととした。（改正後の第47条関係）
  - 3 消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者（当該試験に合格した者とみなされる者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くこととした。（改正後の第48条関係）
  - 4 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することとした。（改正後の第49条関係）
  - 5 消費生活センターは、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとした。（第50条関係）
  - 6 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（若者支援・男女共同参画課）
- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。
- ◇ 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（健康福祉企画課）
- 1 山形県後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を1,000分の0.41とすることとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（地域福祉推進課）
- 山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成29年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（地域医療対策課）
- 1 県外の看護職員養成施設等に在学する者に修学資金を貸与するとともに、修学資金の額を増額することとした。（第2条及び第3条第1項の表関係）
  - 2 修学資金の返還債務の履行の猶予要件を変更することとした。（第9条第1項第4号及び第7号並びに別表関係）
  - 3 修学資金の返還債務の免除要件を変更することとした。（第11条第1項第1号関係）
  - 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（県条例第23号）（健康長寿推進課）
- 1 地域密着型通所介護の創設に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（県条例第24号）（健康長寿推進課）
- 1 介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（県条例第25号）（障がい福祉課）
- 1 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消の基本となる事項を定めるとともに、県民

- の障がい及び障がい者に対する理解の促進その他の必要な施策を策定し、及び推進することにより、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 障がいを理由とする差別の解消の推進及び1の社会（以下「共生する社会」という。）の実現に関する基本理念について、次のとおり定めることとした。（第3条関係）
- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
  - (2) 全ての障がい者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
  - (3) 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
  - (4) 全ての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 3 県の責務、市町村との連携等及び県民等の役割について定めることとした。（第4条～第6条関係）
- 4 県は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。（第7条関係）
- 5 障がいを理由とする不当な差別的取扱いについて定めることとした。（第8条関係）
- 6 県民等は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを防止するとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた合理的な配慮に関する知識及び理解を深め、及び実践することにより、障がいを理由とする差別の解消に積極的に取り組むこととした。（第9条関係）
- 7 県は、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うこととした。（第10条関係）
- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行う業務
  - (2) 相談に係る関係者との調整その他の必要な対応を行う業務
  - (3) 関係行政機関への通知その他連絡調整を行う業務
- 8 知事は、7に掲げる業務を行わせるため、当該業務を適正かつ確実にを行うことができる者を相談員として委嘱することができることとした。（第11条第1項関係）
- 9 共生する社会の実現に向けた施策について、次のとおり定めることとした。（第12条～第17条関係）
- (1) 啓発及び知識の普及
  - (2) 福祉に関する教育等
  - (3) 意思疎通のための手段の確保
  - (4) 地域生活の支援
  - (5) 雇用及び就労の支援
  - (6) 社会参加活動の推進
- 10 県は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するための体制を整備することとした。（第18条関係）
- 11 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がい者支援施設条例を廃止する条例（県条例第26号）（障がい福祉課）
- 1 県立の障害者支援施設を廃止することとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立ワークショップ明星園条例を廃止する条例（県条例第27号）（障がい福祉課）
- 1 山形県立ワークショップ明星園を廃止することとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立保護施設条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（障がい福祉課）

- 1 題名を山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例に改めることとした。（題名関係）
  - 2 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘において障害福祉サービス事業を行うこととした。（第1条関係）
  - 3 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けた者から、使用料を徴収することとした。（第3条関係）
  - 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（障がい福祉課）
- 1 基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員の基準の特例を定めることとした。（第31条の2第1号及び第2号関係）
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（障がい福祉課）
- 1 基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員の基準の特例を定めることとした。（第45条第1号及び第2号関係）
  - 2 一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなすこととした。（第75条の2関係）
  - 3 一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなすこととした。（第82条の2関係）
  - 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（県土地利用政策課）  
山形県土地利用審査会の委員の定数を変更することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（空港港湾課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
  - 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
  - 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県建築審査会条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（建築住宅課）
- 1 建築基準法の一部改正に伴い、山形県建築審査会の委員の任期を定めることとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県建築基準条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（建築住宅課）

- 1 都市計画区域内にある建築物のうち、自動車車庫等の敷地の出入口を義務教育学校の主要な出入口から20メートル以内の道路に面して設けてはならないこととした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（教育庁）
- 1 県立中学校の設置等に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（教育庁）
- 1 題名を山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例に改めることとした。（題名関係）
  - 2 県立中学校の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。（第1条及び第2条第1項関係）
  - 3 学校職員の定数を変更することとした。（別表関係）
  - 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（教育庁）
- 1 地方公務員法及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（教育庁）
- 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県スポーツ振興基金条例（県条例第39号）（教育庁）
- 1 スポーツの振興に関する施策を実施するため、山形県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
  - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
  - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
  - 5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
  - 6 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（警察本部）
- 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
  - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。



---

## 条 例

---

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第9号

#### 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、企画振興部及び」を「及び企画振興部の分掌に属する事項、環境エネルギー部の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項並びに」に改め、同項第3号中「、子育て推進部」を「の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項を除く事項並びに子育て推進部」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の山形県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項第3号に規定する厚生環境委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ新条例第2条第1項第3号に規定する厚生環境委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとする。

---

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第10号

#### 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第43条中「3万円」を「50万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第11号

#### 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第2項を削る。

第2条第3号中「並びに」を「並びに県立の中学校並びに」に、「及び中学校の校長」を「、中学校及び義務教育学校の校長、副校長」に、「者」を「者及び人事委員会規則で定める者」に改める。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第6の2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第6条第1項中「前」を「前において人事委員会規則で定める日以前」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員等が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第2項中「、前項」を「、前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第3項中「同項」を「同項前段」に、「ある」を「あり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第13条の4第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第13条の6第1項中「又は」を「、義務教育学校又は」に改める。

第16条第4項中「又は」を「又は県立の中学校若しくは」に、「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第21条第1項中「対し、」を「対し、その者の基準日以前の6箇月の期間において行う直近の人事評価（職員等がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果及び」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第1号中「表は、」を「表は、県立の中学校並びに」に、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2 等級別基準職務表

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主任の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
4級	1 業務名を冠する主査又は困難な業務を処理する係長の職務 2 警察本部の課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務
5級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務 2 警察本部の次長又は困難な業務を処理する課長補佐の職務

6級	課長又は副主幹の職務
7級	本庁の部、秘書、財政若しくは教育庁の業務を主管する課長又は特に重要な業務を掌理する課長の職務
8級	次長の職務
9級	部長の職務

## ロ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	巡査長の職務
3級	主任又は困難な業務を行う巡査長の職務
4級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
5級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務
6級	次長の職務
7級	課長又は警察署の長の職務
8級	参事官又は規模の大きい警察署の長の職務
9級	部長又は特に規模の大きい警察署の長の職務

## ハ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う航海士、機関士又は通信士（以下「航海士等」という。）の職務
2級	小型船舶の船長又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う航海士等の職務

3級	1 中型船舶（1種）の一等航海士、一等機関士又は通信長（以下「一等航海士等」という。）の職務 2 中型船舶（2種）の船長又は機関長の職務 3 中型船舶（1種）、中型船舶（2種）又は小型船舶の困難な業務を処理する航海士等の職務
4級	1 中型船舶（1種）の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務 2 中型船舶（2種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 3 中型船舶（1種）、中型船舶（2種）又は小型船舶の特に困難な業務を処理する航海士等の職務
5級	中型船舶（1種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

## ニ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	講師、助教諭、養護助教諭、実習教諭、実習講師又は寄宿舎指導員の職務
2級	教諭、養護教諭、指導主事、管理主事、社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）、主任実習教諭又は主任寄宿舎指導員の職務
3級	副校長、教頭、主任指導主事、主任管理主事又は主任社会教育主事の職務
4級	校長の職務

## ホ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	教諭、養護教諭、栄養教諭、指導主事、管理主事又は社会教育主事の職務
特2級	主幹教諭の職務
3級	副校長、教頭、主任指導主事、主任管理主事又は主任社会教育主事の職務
4級	校長の職務

## へ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務

1級	上級の職員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2級	係長の職務又は相当高度の知識経験に基づき独立して研究を行う職務
3級	高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務又は業務名を冠する主査若しくは困難な業務を処理する係長の職務
4級	試験研究機関の長の職務又は高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務
5級	特に規模の大きい試験研究機関の長の職務

## ト 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	医長若しくは科長又は相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師若しくは歯科医師の職務
3級	医療機関の長等又は困難な業務を処理する医長若しくは科長の職務
4級	人事委員会規則で定める施設等の長等又は困難な業務を掌理する医療機関の長等の職務

## チ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、管理栄養士、学校栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、歯科衛生士等（以下「栄養士等」という。）の職務
2級	薬剤師若しくは獣医師（以下「薬剤師等」という。）又は困難な業務を行う栄養士等の職務
3級	係長、困難な業務を行う薬剤師等又は特に困難な業務を行う栄養士等の職務
4級	業務名を冠する主査又は困難な業務を処理する係長の職務
5級	課長補佐又は困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務
6級	課長又は技術業務を統括する課長補佐の職務

7 級	施設等の長又は特に重要な業務を掌理する課長の職務
-----	--------------------------

## リ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師、保健師若しくは助産師（以下「看護師等」という。）又は困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	主任看護師、主任保健師若しくは係長（以下「主任看護師等」という。）又は困難な業務を行う看護師等の職務
4 級	困難な業務を処理する主任看護師等の職務
5 級	課長補佐、看護師長又は業務名を冠する主査の職務
6 級	看護部長又は課長の職務

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第32条第2項中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「昭和25年12月法律第261号地方公務員法第24条第6項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第5条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第18条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第19条第1項中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及びその日」を「、同日」に、「人事委員会規則で定める」を「昇給を行う」に、「）又はそのいずれかの日」を「以下この条において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項中「が従事する業務」を「の職務」に、「人事委員会規則で」を「次の表に」に改め、同項に次の1表を加える。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項中「が従事する研究業務」を「の職務」に、「人事委員会規則で」を「次の表に」に改め、同項に次の2表を加える。

イ 第1号任期付研究員に係る基準

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務

3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

## ロ 第2号任期付研究員に係る基準

号給	基準となる職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

（山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同項第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）職員の退職管理の状況

第2条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。



## (2) 職員の人事評価の状況

第3条第2項第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第10条 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及びその日」を「、同日」に、「人事委員会規則で定める」を「昇給を行う」に、「」又はそのいずれかの日」を「以下この条において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

(山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第11条 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「人事委員会規則で定める」を「昇給を行う」に、「」又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(昇給及び勤勉手当に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後1年間において行われる第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下「改正条例」という。）第6条の規定による昇給については、同条第1項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「する。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員等が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする」とあるのは「する」と、同条第2項中「前項前段」とあるのは「前項」と、「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」とあるのは「勤務した」と、同条第3項中「同項前段」とあるのは「同項」と、「あり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」とあるのは「ある」とする。

3 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）附則第3条第1項の規定により、なお従前の例により行う勤務成績の評定に応じた勤勉手当の支給については、改正条例第21条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(等級別基準職務表に係る経過措置)

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等（山形県職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員等をいう。以下同じ。）であって、その者の改正条例第4条第3項の規定により分類される職務の級について同日に分類されていた職務の級に引き続き分類することができないこととなる者にあつては、部内の他の職員等との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、改正条例の規定にかかわらず、同日に決定されていた職務の級に決定することができる。

5 職員等を一の職務から給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合その他人事委員会が定める場合において、部内の他の職員等との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、改正条例の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、職務の級を決定することができる。

6 改正条例別表第6の2に掲げる職務の意義については、人事委員会規則で定めることとし、同表イの表に規定する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務、困難な業務を行う主任の職務、困難な業務を処理する係長の職務、困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務及び困難な業務を処理する課長補佐の職務、同別表ロの表に規定する困難な業務を行う巡查長の職務、困難な業務を行う主任の職務及び困難な業務を処理する係長の職務、同別表ハの表に規定する相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務、中型船舶（1種）、中型船舶（2種）又は小型船舶の困難な業務を処理する航海士等の職務、中型船舶（1種）の困難な

業務を処理する一等航海士等の職務、中型船舶（2種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務、中型船舶（1種）、中型船舶（2種）又は小型船舶の特に困難な業務を処理する航海士等の職務及び中型船舶（1種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務、同別表への表に規定する相当高度の知識経験に基づき独立して研究を行う職務及び困難な業務を処理する係長の職務、同別表トの表に規定する相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務、困難な業務を処理する医長又は科長の職務及び困難な業務を掌理する医療機関の長等の職務、同別表チの表に規定する困難な業務を行う栄養士等の職務、困難な業務を行う薬剤師等の職務、特に困難な業務を行う栄養士等の職務、困難な業務を処理する係長の職務及び困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務並びに同別表リの表に規定する困難な業務を行う准看護師の職務、困難な業務を行う看護師等の職務及び困難な業務を処理する主任看護師等の職務は、人事委員会と協議して定めることができる。

7 改正条例別表第6の2及び前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、同表リの表中「又は業務名」とあるのは「、業務名」と、「主査」とあるのは「主査又は特に困難な業務を処理する主任看護師等」と、同項中「看護師等の職務及び」とあるのは「看護師等の職務、」と、「職務は」とあるのは「職務及び特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務は」とする。

8 前項の規定の適用を受ける職員等のうち、平成30年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等であって、その者の改正条例第4条第3項の規定により分類される職務の級について同日に分類されていた職務の級に引き続き分類することができないこととなる者にあつては、部内の他の職員等との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、改正条例の規定にかかわらず、同日に決定されていた職務の級に決定することができる。

（改正条例第21条第2項に規定する総額に係る特例）

9 改正条例第21条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「は、それぞれ当該各号に掲げる」とあるのは、「の合計額を合算した額は、任命権者ごとの当該各号に掲げる額の合計額を合算した」とする。

10 前項の規定により改正条例第21条第2項の規定を読み替えて適用する場合において、任命権者は、各任命権者の権衡を考慮して定める方法により算出した額を超えない範囲内で支給することとする。

（任命権者の報告に係る経過措置）

11 改正後の山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条第2項第4号の審査請求には、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てを含むものとする。

（人事委員会規則への委任）

12 附則第2項から第10項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第12号

### 山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を第1号の2とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定に基づく地方自治法の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請に係る提出書	地方自治法の規定による異議の申出等に係る提出書類等の写し等の交付手数料	交付する写し又は書面の枚数（日本工業規格A列3番の用紙（以下「A
---	-------------------------------------	----------------------------------

類等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「提出書類等の写し等」という。）の交付

3判の用紙」という。）の大きさを超える用紙を用いる場合にあつてはA3判の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（カラーで複写又は出力したものにあっては50円）

第2条第1項第228号の3中「18,000円」を「47,500円」に改め、同項第228号の7中「18,000

円」を「32,000円」に改め、同項第228号の10の表中

18,000円	32,000円
19,500円	35,000円
11,000円	23,000円
8,500円	12,000円

に改め、同項第228号の11中「11,000円」を「23,000円」に、「8,500円」を「12,000円」に改め、同項第231号の表イ(ホ)中「療養通所介護」を「地域密着型通所介護、療養通所介護」に改め、同項第232号の2中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「25,000円」を「37,000円」に改め、同項第232号の3を次のように改める。

(232)の3 介護保険法施行令第37条の15第1項の規定に基づく介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修の実施 主任介護支援専門員更新研修手数料 19,500円

第2条第1項第274号の2の次に次の1号を加える。

(274)の3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第9条第3項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく土地改良区の設立認可に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付、土地改良法第98条第7項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく農業委員会の交換分合計画に係る審査の申立てに係る提出書類等の写し等の交付又は土地改良法第99条第9項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく土地改良区の交換分合計画に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付 土地改良区の設立認可に係る異議の申出等に係る提出書類等の写し等の交付手数料 交付する写し又は書面の枚数（A3判の用紙の大きさを超える用紙を用いる場合にあつてはA3判の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。） 1枚につき10円

（カラーで複写又は出力したものにあっては50円）

第2条第1項第306号の次に次の3号を加える。

(306)の2 農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）第5条第1項第2号の規定に基づく農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第1項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料	150,000円
(306)の3 農産物検査法施行令第5条第1項第4号の規定に基づく農産物検査法第18条第1項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査機関登録更新申請手数料	10,100円
(306)の4 農産物検査法施行令第5条第1項第6号の規定に基づく農産物検査法第19条第1項に規定する登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類の増加に係るものにあつては30,000円、登録検査機関の登録の区分の増加に係るものにあつては150,000円

第2条第1項第319号から第321号までを次のように改める。

(319) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第7条第4項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく入会林野整備計画の認可に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付	入会林野整備計画の認可に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付手数料	交付する写し又は書面の枚数（A3判の用紙の大きさを超える用紙を用いる場合にあつてはA3判の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。） 1枚につき10円 （カラーで複写又は出力したものにあっては50円）
(320) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第7項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画の案に係る審査の申立てに係る提出書類等の写し等の交付	農業振興地域整備計画の案に係る審査の申立てに係る提出書類等の写し等の交付手数料	交付する写し又は書面の枚数（A3判の用紙の大きさを超える用紙を用いる場合にあつてはA3判の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を

用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。) 1枚につき10円 (カラーで複写又は出力したものにあっては50円)

## (321) 削除

第2条第1項第339号中「山形県立農業大学校に」を「山形県立農林大学校に」に、「山形県立農業大学校諸証明書交付手数料」を「山形県立農林大学校諸証明書交付手数料」に改め、同項第423号の6の表を次のように改める。

区分		金額	
イ 新築する住宅（以下この号及び次号において「新築住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	6,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	12,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	22,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	58,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	101,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	166,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	204,000円
	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この号及び次号において「住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	16,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	58,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	93,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	175,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	300,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	461,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	839,000円

		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	1,144,000円
		戸数が300戸を超えるもの	1,384,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	46,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	108,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	173,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	342,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	613,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,053,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	1,949,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	2,785,000円
		戸数が300戸を超えるもの	3,411,000円
ロ 増築し、又は改築する住宅（以下この号及び次号において「既存住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	9,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	18,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	33,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	47,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	88,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	151,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	249,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	306,000円
		戸数が300戸を超えるもの	326,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	69,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	162,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	260,000円

	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	513,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	919,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,580,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	2,923,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,177,000円
	戸数が300戸を超えるもの	5,117,000円

## 備考

- 申請に係る建築物の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下「適合審査」という。）を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

第2条第1項第423号の7の表を次のように改める。

区分		金額	
イ 新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	3,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	6,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	11,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	16,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	29,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	51,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	83,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	102,000円
		戸数が300戸を超えるもの	109,000円

住宅性能評価書の 交付を受けている 場合	戸数が1戸のもの	8,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	29,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	46,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	87,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	150,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	231,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	420,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	572,000円
	戸数が300戸を超えるもの	692,000円
上記以外の場合	戸数が1戸のもの	23,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	54,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	87,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	171,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	307,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	527,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	975,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	1,392,000円
	戸数が300戸を超えるもの	1,706,000円



ロ 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	5,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	9,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	16,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	23,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	44,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	75,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	124,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	153,000円
		戸数が300戸を超えるもの	163,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	34,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	81,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	130,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	257,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	460,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	790,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	1,462,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	2,088,000円
		戸数が300戸を超えるもの	2,558,000円

備考

- 1 申請に係る建築物の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 2 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

第2条第1項第423号の10の表イの項区分の欄及び同表の付表第1の区分の欄中「この号及び次号において」を削り、同条第1項第423号の11の次に次の3号を加える。

(423)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に 建築物エネルギー消費 次の表の左欄に掲  
 関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項 性能向上計画認定申請 げる区分に応じ、  
 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計 手数料 それぞれ同表の右  
 画の認定の申請に対する審査 欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

## 備考

- 1 申請に係る建築物の計画について建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第30条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 2 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

## 第423号の12の表の付表第1

区分		金額
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		5,000円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この号及び次号において「設計住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合		5,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	39,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

## 第423号の12の表の付表第2

区分		金額
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円

設計住宅性能評価書の 交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	117,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	199,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	286,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

## 第423号の12の表の付表第3

	区分	金額
登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)（非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)。以下この号及び次号において同じ。）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	534,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	658,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	777,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

(423)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

備考

- 申請に係る建築物の計画について建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

第423号の13の表の付表第1

区分		金額
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		3,000円
設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		3,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	20,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の13の表の付表第2

区分		金額
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	100,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	143,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の13の表の付表第3

区分	金額

登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	65,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	44,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	157,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	189,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	221,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	116,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	187,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	267,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	329,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	389,000円



	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	444,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

(423)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けている場合		5,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合		5,000円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この号において「建設住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合		5,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	39,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

## 第423号の14の表の付表第2

	区分	金額
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
建設住宅性能評価書の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	117,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	199,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	286,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

## 第423号の14の表の付表第3

	区分	金額
登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	534,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	658,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	777,000円

	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第431号の3の次に次の1号を加える。

<p>(431)の4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく選挙の効力若しくは当選の効力に係る異議の申出に係る提出書類等の写し等の交付又は公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく選挙の効力若しくは当選の効力に係る審査の申立てに係る提出書類等の写し等の交付</p>	<p>選挙の効力又は当選の効力に係る異議の申出等に係る提出書類等の写し等の交付手数料</p>	<p>交付する写し又は書面の枚数（A3判の用紙の大きさを超える用紙を用いる場合にあつてはA3判の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。） 1枚につき10円（カラーで複写又は出力したものにあつては50円）</p>
--	--	---

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第13号

##### 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「3万円」を「50万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第14号

##### 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」と

いう。)内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)に従って法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)を新設し、又は増設した法第17条の2第3項の認定を受けた事業者について、県税の不均一課税を行うことにより、地方活力向上地域における就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とする。

(不均一課税の要件)

第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の不均一課税をすることができる。

(1) 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあつては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(2) 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税

(不均一課税の税率)

第3条 前条の規定による不均一課税の税率は、山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。)第54条(県税条例附則第13条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第62条の4、第71条及び附則第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 事業税 次に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める率

イ 第1年(特別償却設備を事業の用に供した日の属する年をいう。ロにおいて同じ。)又は第1事業年度(特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して1年以内に終了する各事業年度をいう。) 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率

ロ 第2年(第1年の翌年をいう。ハにおいて同じ。)又は第2事業年度(特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して1年を経過した日以後1年以内に終

了する各事業年度をいう。) 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率

ハ 第3年(第2年の翌年をいう。)又は第3事業年度(特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して2年を経過した日以後1年以内に終了する各事業年度をいう。) 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率

(2) 不動産取得税 県税条例第71条又は附則第14条第1項に規定する税率に10分の1を乗じて得た率

(不均一課税の申請)

第4条 前2条の規定により不均一課税を受けようとする次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める日までに申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に該当する個人の事業税の納税義務者 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年のそれぞれの翌年の3月15日

(2) 第2条第1号に該当する法人の事業税の納税義務者 特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年間に終了する各事業年度に係る事業税についてのそれぞれ申告納付すべき期間の末日

(3) 第2条第2号に該当する不動産取得税の納税義務者である個人 特別償却設備である家屋(土地の取得について不均一課税を受けようとする場合は、当該土地を敷地とする当該家屋。次号において同じ。)を取得した日の属する年の翌年の3月15日

(4) 第2条第2号に該当する不動産取得税の納税義務者である法人 特別償却設備である家屋を取得した日の属する事業年度に係る第2号に規定する期間の末日(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第15号

##### 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成23年3月県条例第14号」を「平成28年3月県条例第15号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第16号

##### 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第14項事務の欄中「及び農地法施行令(昭和27年政令第445号。以下この項において「政令」という。)」を削り、同欄第1号中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄第2号を削り、同欄第3号中「第4条第5項」を「第4条第8項」に、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同号を同欄第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第4条第9項(法第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴



取

第2条第1項の表第14項事務の欄第4号及び第5号中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄第9号中「第3号」を「第2号」に改め、同欄第12号を削り、同項市町村の欄中「第3号」を「第2号」に改め、同表第26項事務の欄中「第29項まで」を「第30項まで」に改め、第25号を第26号とし、同欄第24号中「第21号」を「第22号」に改め、同号を同欄第25号とし、同欄第23号中「第21号」を「第22号」に改め、同号を同欄第24号とし、同欄中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 法第50条第1項後段の規定による不作為についての審査請求の裁決（第1号、第3号、第11号及び第12号に規定する許可に係るものに限る。）

第2条第1項の表第27項事務の欄中第10号を第11号とし、同欄第9号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第8号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第50条第1項後段の規定による不作為についての審査請求の裁決（第3号に規定する許可に係るものに限る。）

第2条第1項の表第32項事務の欄第2号中「第15条の2第6項（同条第8項）」を「第15条の2第6項及び第7項（これらの規定を同条第9項）」に改め、同欄第3号中「第15条の2第7項」を「第15条の2第8項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法律の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法律の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により市の長が執行することとなる事務（同項の表第14項に掲げるものに限る。）に係るものは、同日以後においては、当該市の長がした処分その他の行為又は当該市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

---

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第17号

##### 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、第11項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第18号

##### 山形県消費生活条例の一部を改正する条例

山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 雑則（第46条―第49条）」を

「第9章 消費生活センターの組織及び運営等（第46条―第50条）」に改める。

第10章 雑則（第51条―第54条）」

第1条中「県の」を「消費生活センターの組織及び運営等に関する事項、県の」に改める。

第49条を第54条とし、第46条から第48条までを5条ずつ繰り下げる。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

#### 第9章 消費生活センターの組織及び運営等

(名称及び住所等の公示)

第46条 知事は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター（法第10条第1項の規定により県が設置するものに限る。以下この章において「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(職員)

第47条 消費生活センターには、消費生活センター所長その他の消費生活センターの事務を掌理する者を置くとともに、消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第48条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により当該試験に合格した者とみなされる者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修の機会の確保)

第49条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第50条 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第19号

##### 山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の5中「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

---

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第20号

##### 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の0.44」を「1,000分の0.41」に改める。

附則第2項中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第21号****山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年7月県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第22号****山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「養成する」を「養成する大学若しくは」に、「学校又は」を「大学若しくは学校又は」に改める。

第2条中「者」を「者であつて、当該看護職員養成施設等を卒業し、又は修了した後、県内において看護職員の業務に従事する意思を有するもの」に改める。

第3条第1項の表中「県内の」を削り、「知事」を「都道府県知事」に、「36,000円」を「50,000円」に、「学校に」を「大学若しくは学校に」に、「21,000円」を「50,000円」に改める。

第9条第1項第4号中「の業務に従事し、」を「（別表第7号に掲げる施設にあつては看護教員（看護職員養成施設において看護職員の業務に関する知識及び技能を教授する者であつて規則で定めるものをいう。）。以下この号及び第7号において同じ。）の業務に従事し、」に改め、「（訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。以下同じ。）において看護職員の業務に従事している場合にあつては、規則で定める者に限る。）」を削り、同項第7号中「病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は訪問看護事業所」を「別表に掲げる施設」に改め、「（訪問看護事業所において看護職員の業務に従事している場合にあつては、規則で定める者に限る。）」を削る。

第11条第1項第1号中「5年」を「5年（別表第1号に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、引き続き当該施設において看護職員の業務に従事している場合にあつては7年）」に改める。

別表を次のように改める。

**別表**

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定による許可に係る病床数（以下「許可病床数」という。）が200床以上の病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）であつて次号に該当しないもの
- (2) 許可病床数が200床以上の病院であつて当該許可病床数のうち精神病床の数が80パーセント

以上を占めるもの

- (3) 許可病床数が200床未満の病院
- (4) 診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。）
- (5) 介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）
- (6) 訪問看護事業所（介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）
- (7) 看護職員養成施設

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金の返還の債務の履行の猶予及び返還の債務の免除については、改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第23号**

**山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

目次中	第1款 基本方針（第72条）	
	第2款 人員に関する基準（第73条・第74条）	
	第3款 設備に関する基準（第75条・第76条）	
	第4款 運営に関する基準（第77条―第81条）	」

を「第5節 削除」に改める。

第61条中「第72条第1項に規定する指定療養通所介護を除く。次節から第4節までにおいて」を「以下」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

**第5節 削除**

第72条から第81条まで 削除

第112条中「、指定通所介護事業所」を「、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」に改める。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第19号）附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第62条第3項中「以下同じ。）の指定」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定」に、「以下同じ。）の事業」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「第2項」を「第2項又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改める。

第64条第4項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「まで」を「まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。））」に、「以下同じ。）の事業」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「第2項」を「第2項又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に、

「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「まで」を「まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」に改める。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第24号

##### 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24

年12月県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改め、同条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

(山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第2条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改め、同条第2項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第25号

#### 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 障がいを理由とする差別の解消の推進

第1節 障がいを理由とする差別の解消(第8条・第9条)

第2節 障がいを理由とする差別に関する相談体制(第10条・第11条)

第3章 共生する社会の実現に向けた施策(第12条—第17条)

第4章 共生する社会の実現に向けた推進体制の整備(第18条)

附則

全ての人は、基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しており、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会こそ、私たちが目指す社会である。

しかしながら、今なお、障がい及び障がい者に対する誤解や偏見及びこれらに起因する障がい者に対する不当な差別的取扱いが、障がい者の社会参加や自立を妨げる様々な社会的障壁として存在している。

このような状況において、県民一人一人が障がいを理由とする差別を身近な問題として捉え、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた適切な配慮について学び、及び実践することは、障がいを理由とする差別を解消し、ひいては私たちが目指す社会を実現するための重要な一歩となる。

ここに、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が一体となって「共生する山形」を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消の基本となる事項を定めるとともに、県民の障がい及び障がい者に対する理解の促進その他の必要な施策を策定し、及び推進することにより、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことをいう。
- (4) 合理的な配慮 障がい者（障がい者がある意思の表明を行うことが困難である場合にあつてはその家族等）の求めに応じて障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

## (基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進及び第1条に規定する社会（以下「共生する社会」という。）の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障がい者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 全ての障がい者は、言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

## (県の責務)

第4条 県は、障がいを理由とする差別の解消の推進に必要な施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

## (市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## (県民等の役割)

第6条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がい及び障がい者についての理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策の推進に協力するものとする。

## (財政上の措置)

第7条 県は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障がいを理由とする差別の解消の推進

## 第1節 障がいを理由とする差別の解消

## (障がいを理由とする不当な差別的取扱い)

第8条 この条例において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いとは、障がい者に対し、障がいを理由として、正当な理由なく次に掲げる取扱いをすることをいう。

- (1) 情報の提供及び受領に関し、次に掲げる取扱いをすること。

- イ 不特定多数の者に対して情報の提供を行う者が、障がい者が用いることのできる手段による情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 不特定多数の者から情報を受領する者が、障がい者が用いることのできる手段による意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 労働及び雇用に関し、次に掲げる取扱いをすること。
- イ 事業主が、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がい者について募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 事業主が、障がい者を雇用する場合において、賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- (3) 福祉サービスの提供に関し、次に掲げる取扱いをすること。
- イ 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者が、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 福祉サービスの提供を行う者が、障がい者の意思に反して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制すること。
- (4) 医療の提供に関し、次に掲げる取扱いをすること。
- イ 医療の提供を行う者が、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 医療の提供を行う者が、法令に別段の定めがある場合を除き、障がい者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。
- (5) 商品の販売及びサービスの提供に関し、商品の販売及びサービスの提供を行う者が、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (6) 教育に関し、次に掲げる取扱いをすること。
- イ 教育関係者（教育に関する業務に係る機関及び教育に関する業務に従事する者をいう。以下同じ。）が、教育を受けさせることを拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 教育関係者が、障がい者及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行うことなく、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- (7) 不特定多数の者の利用に供される建築物その他の施設（以下「公共的施設」という。）の利用に関し、公共的施設の所有者、管理者又は占有者が、公共的施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (8) 公共交通機関の利用に関し、公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）が、旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。）及び車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (9) 不動産取引に関し、不動産の売買、賃貸借その他の不動産取引を行う者が、不動産の売却、賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。



と。

(10) 前各号に掲げるもののほか、障がい者に対し、不利益な取扱いをすること。

(障がいを理由とする差別の解消の推進)

第9条 県民等は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを防止するとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた合理的な配慮に関する知識及び理解を深め、及び実践することにより、障がいを理由とする差別の解消に積極的に取り組むものとする。

2 県は、前項に規定する取組を推進するため、県民等に対し、障がいを理由とする差別に関する情報を提供するものとする。

第2節 障がいを理由とする差別に関する相談体制

(障がいを理由とする差別に関する相談)

第10条 県は、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行う業務
- (2) 相談に係る関係者との調整その他の必要な対応を行う業務
- (3) 関係行政機関への通知その他連絡調整を行う業務

(相談員の配置)

第11条 知事は、前条に掲げる業務を行わせるため、当該業務を適正かつ確実に行うことができる者を相談員として委嘱することができる。

2 相談員は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も、同様とする。

第3章 共生する社会の実現に向けた施策

(啓発及び知識の普及)

第12条 県は、共生する社会を実現する上で障がい者と障がい者でない者との相互理解の促進が重要であることに鑑み、障がい及び障がい者に対する県民の関心と理解を深めるための啓発、知識の普及その他必要な施策を推進するものとする。

(福祉に関する教育等)

第13条 県は、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習の機会の確保並びに福祉に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通のための手段の確保)

第14条 県は、障がい者の言語その他の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の確保及び拡大を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(地域生活の支援)

第15条 県は、障がい者のどこで誰と生活するかについての選択の機会の確保及び地域社会において他の人々と共生することを妨げられることなく健康で安心して生活できる場の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(雇用及び就労の支援)

第16条 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者とその能力に適合する職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(社会参加活動の推進)

第17条 県は、障がい者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加活動を円滑に行うことができるよう、参加の機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 共生する社会の実現に向けた推進体制の整備

(共生する社会の実現に向けた推進体制の整備)

第18条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するための体制を整備するものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

山形県障がい者支援施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第26号****山形県障がい者支援施設条例を廃止する条例**

山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県立ワークショップ明星園条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第27号****山形県立ワークショップ明星園条例を廃止する条例**

山形県立ワークショップ明星園条例（平成23年3月県条例第20号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県立保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第28号****山形県立保護施設条例の一部を改正する条例**

山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（同項第1号に規定する救護施設に限る。以下「保護施設」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項第1号に掲げる事業を行う施設から成る施設として、山形県立泉荘を長井市に、山形県立みやま荘を西村山郡河北町に置く。

第2条 削除

第3条第1項中「保護施設の」を「山形県立泉荘及び山形県立みやま荘（以下「泉荘等」という。）の」に、「（法）」を「（生活保護法）」に、「利用者」を「保護施設利用者」に、「から」を「及び泉荘等において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けた者（以下「短期入所利用者」という。）から」に改め、同条第2項中「、第1号」を「、保護施設利用者については第1号」に、「とする」を「とし、短期入所利用者については第3号に掲げる額とする」に改め、同項第1号中「法第8条第1項」を「生活保護法第8条第1項」に、「と法」を「と同法」に改め、同項第2号中「法」を「生活保護法」に改め、同

項に次の1号を加える。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第4条中「徴収」を「保護施設利用者から徴収」に、「利用者」を「保護施設利用者」に改める。

第5条中「保護施設」を「泉荘等」に改める。

第6条中「法」を「生活保護法」に、「その他」を「、山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）その他」に、「保護施設」を「、泉荘等」に改める。

第7条中「保護施設」を「泉荘等」に改める。

第8条第1項中「保護施設」を「泉荘等」に、「利用者」を「保護施設利用者及び短期入所利用者」に改める。

第9条中「収受」を「保護施設利用者から収受」に、「利用者」を「保護施設利用者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第29号

##### 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「」が」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が」に、「を提供」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改める。

第31条の2中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第1号中「、この」を「、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス条例第75条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス条例第82条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス又はこの」に、「、第47条」を「若しくは第47条」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練をいう。以下同

じ。)とみなされる通いサービス」を削り、「同法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第2号中「、この」を「、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの」に、「、第47条」を「若しくは第47条」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第30号

##### 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第75条」を「第75条・第75条の2」に、「第82条」を「第82条・第82条の2」に改める。

第44条第1号中「であって」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「を提供」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に改める。

第45条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第53条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に、「、指定通所支援基準条例第31条の2」を「、第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2」に、「、指定通所支援基準条例第47条」を「若しくは指定通所支援基準条例第47条」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「次号及び第53条第2号において」を「以下」に改め、同条第2号中「、指定通所支援基準条例第31条の2」を「、第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2」に、「、指定通所支援基準条例第47条」を「若しくは指定通所支援基準条例第47条」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」及び「以下同じ。」を削る。

第53条第1号中「、指定通所支援基準条例第31条の2」を「、第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2」に、「、指定通所支援基準条例第47条」を「若しくは指定通所支援基準条例第47条」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「を通いサービスの利用定員」を「を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通い

サービスを利用する者の数及び第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）に改める。

第75条中「」の」を「以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

第8章第5節中第75条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第75条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、18人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件

第82条中「」の」を「以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の」に

改め、同条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

第9章第5節中第82条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第82条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、18人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第31号

##### 山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

山形県土地利用審査会条例（昭和49年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「7人」を「7人以内」に改める。

第5条第3項中「4人以上の委員」を「委員の過半数」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第32号**

**山形県空港管理条例の一部を改正する条例**

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第33号**

**山形県建築審査会条例の一部を改正する条例**

山形県建築審査会条例（昭和25年11月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第34号**

**山形県建築基準条例の一部を改正する条例**

山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第5号中「小学校」を「小学校、義務教育学校」に改める。

第45条の5第1項中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に改め、同条第2項中「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第45条の5の改正規定は、同年6月1日から施行する。

---

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第35号**

**山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第2条中「県立の」を「県立の中学校、」に、「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第36号**

**山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例**

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例

第1条中「県立高等学校」を「県立の中学校、高等学校」に、「県立の高等学校等」を「県立学校」に、「小学校、中学校」を「市町村立学校」に改める。

第2条第1項中「県立の高等学校等及び小学校、中学校」を「県立学校及び市町村立学校」に、「小学校、中学校にあつては」を「県立学校にあつては地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び」に、「をいい、同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む」を「（同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む。以下同じ。）、市町村立学校にあつては同法第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,973	人 359	人 64	人	人	人 368	人	人 18	人 6,782
県立中学 校	7	1				1			9
県立特別 支援学校	812	25		88	23	49		66	1,063



県立高等 学校	1,865	55			157	153	12	107	2,349
------------	-------	----	--	--	-----	-----	----	-----	-------

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第37号****山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例**

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第1号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第38号****山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例**

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「基づく中学校」を「基づく中学校、義務教育学校の後期課程」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県スポーツ振興基金条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第39号****山形県スポーツ振興基金条例**

（設置）

第1条 スポーツの振興に関する施策を実施するため、山形県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものと

する。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第40号**

**山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例**

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「556人 「559人

第1条第1項中 576人 を 578人 に改める。

593人」 596人」

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。